

議案第 33 号

職員の給与に関する条例及び和光市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

職員の給与に関する条例及び和光市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

職員の給与に関する条例及び和光市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 職員の給与に関する条例（昭和 26 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第 17 条の 2 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100 分の 120</u>（管理職手当を受ける職員にあっては、<u>100 分の 100</u>）を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100 分の 120</u>」とあるのは「<u>100 分の 67.5</u>」と、「<u>100 分の 100</u>」とあるのは「<u>100 分の 57.5</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第 17 条の 2 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100 分の 127.5</u>（管理職手当を受ける職員にあっては、<u>100 分の 107.5</u>）を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100 分の 127.5</u>」とあるのは「<u>100 分の 72.5</u>」と、「<u>100 分の 107.5</u>」とあるのは「<u>100 分の 62.5</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>

(和光市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第 2 条 和光市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 18 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(特定任期付職員等の給与条例の適用除外等) 第9条(略) 2 特定任期付職員に対する給与条例第17条の2第2項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の120</u> (管理職手当を受ける職員にあっては、 <u>100分の100</u>)」とあるのは「 <u>100分の162.5</u> 」とする。 3・4(略)	(特定任期付職員等の給与条例の適用除外等) 第9条(略) 2 特定任期付職員に対する給与条例第17条の2第2項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の127.5</u> (管理職手当を受ける職員にあっては、 <u>100分の107.5</u>)」とあるのは「 <u>100分の167.5</u> 」とする。 3・4(略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第17条の2第2項(同条第3項又は第2条の規定による改正後の和光市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び職員の給与に関する条例(以下この項において「給与条例」という。)第17条の2第4項から第6項まで(職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第3号)第16条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)若しくは第18条第1項から第3項まで若しくは第6項又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成31年条例第1号)第4条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日(同日前1箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日)における次の各号に掲げる職員(給与条例の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。)の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(次号において「再任用職員」という。)であつて、管理職手当を受けるもの 62.5分の10

(2) 前号に掲げる職員以外の再任用職員 72.5分の10

(3) 和光市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条第1項に規定する特定任期付職員 167.5分の10

(4) 前3号に掲げるもの以外の職員であつて、管理職手当を受けるもの 107.5分

の15

(5) 前各号に掲げるもの以外の職員 127.5分の15

令和4年5月24日提出

和光市長 柴崎 光子

提 案 理 由

令和3年度人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等に準じて、期末手当の支給割合を改定したいので、地方公務員法第24条第5項並びに地方自治法第96条第1項第1号及び第204条第3項の規定により、この案を提出するものである。